

パブリックコメントの概要

令和7年1月30日

パブリックコメントの結果

1. 意見募集対象

小規模企業振興基本計画（第Ⅲ期）事務局案

2. 実施期間等

募集期間：令和6年12月24日（火）～ 令和7年1月22日（水）

実施方法：電子政府の総合窓口「e-Gov」、郵送及び電子メール

3. 意見総数

19件

提出意見と理由（要約）

【経営指導員の人件費等】

➤ （商工会・商工会議所の経営指導員の業務が質・量ともに急増）の記載は削除すべき。（No.1）

（理由）本当に業務量が増えているのであれば、実績の水増しなど必要がない。経営相談・経営指導業務以外、商工会・商工会議所の自主財源で行うべき業務に経営指導員を使っているだけではないか。

➤ （商工会・商工会議所の人件費・事業費支援）の記載は削除すべき。（No.1）

（理由）実績の水増しをするぐらいなのであるから、人件費・事業費の増額ありきの記述は実態に合わない。新たに人件費・事業費支援をするよりも、活動実態を精査した上で、予算減額も含め、適正規模に直していくべきである。

➤ 「人件費の絶対額が不足している状況にある」はフェイク情報の疑義があるため、きちんと整理・分析してから必要制度を検討すべき。（No.8）

（理由）小規模企業経営者の視点から見ても、商工会・商工会議所は人余りの状況に映る。小規模企業の経営向上に貢献していない人材への予算支出をやめて、本当に経営コンサル能力のある人材に振り分ければ良いだけではないか。商工会の人件費増加（公金の支出・国民の負担増加）を安易に言い出すのではなく、現在の状況をきちんと整理・分析してから、必要制度を検討すべきである。

➤ 商工会の「人件費」確保の必要性を感じないため、きちんと整理・分析してから必要制度を検討すべき。（No.8）

（理由）商工会の経営指導員がそんなに経営相談で忙しくしているようには見えない。外で見かけたことがあるのは、青年部の飲み会、選挙のポスター貼りをさせられているときくらいである。そのような人材の人件費の増加のために国民負担が増えるというのは許容できない。商工会の人件費増加（公金の支出・国民の負担増加）を安易に言い出すのではなく、何で忙しいのか、それは本当なのか、信用できるか、きちんと整理・分析してから、必要制度を検討すべきである。

提出意見と理由（要約）

【経営指導員の人件費等】（続き）

- 地方公共団体の責務（P.26 17～18行目）内「経営指導員等の人件費等の確保を含め」は削除すべき。（No.15）

（理由）三位一体の改革等と一体を成す中央省庁等改革基本法や特殊法人等合理化計画では、商工会等について、人件費含め自己財源化を目指し、行政の補助金・支援ありきの団体運営から脱するべきとの方針が示されており、整合性が図られていない。「三位一体改革の原点」から逸脱しているともいえる記載である。経営指導員等の人件費等の確保＝都道府県の歳出増加＝国民負担の増加であり、軽々に方針を示すべきでない。

【商工会館の施設整備費】

- 重点施策 1 3 ・ 1 4 の「商工会館の施設整備費等の事業費」は削除すべき。（No.4）

（理由）そもそも論として、民間団体である商工会・商工会議所の所有物である商工会館の整備費を国・地方公共団体が確保に努めるというのはおかしい。商工会・商工会議所側が会費をもとに積み立てるべきものである。施設整備は、小規模事業者支援法を制定する（旧商工会法から経営改善普及事業を分離する）際に、地方公共団体と協議の上、経営改善普及事業に含まないと法解釈を整理していたはずである。小規模事業者支援法の法解釈を変更するのだとしても、小規模企業基本法に基づく基本計画において変更するというのは法制上疑問に感じる。中小企業政策審議会でも法解釈の議論がされた形跡がない。

提出意見と理由（要約）

【商工会・商工会議所のガバナンス改善】

➤ （商工会・商工会議所による手厚いサポートのため支援体制強化）の記載は削除すべき。（No.1、No.16）

（理由）相談窓口の実績を水増しするようなコンプライアンス意識・ガバナンスが欠如している機関に依存した支援体制は、経営リテラシーの向上を図るという点とも矛盾する。商工会・商工会議所を排除することも念頭に、コンプライアンス・ガバナンスが確立された経営支援機関による支援体制構築を目指すべきである。

（理由）商工会・商工会議所による手厚いサポートがより一層重要な役割を果たすことはないと思う。なぜならば、金の扱いにルーズで、コンプライアンス意識も低く、深く付き合うこと自体に経営上のリスクがあるからである。

➤ 地方公共団体の責務として、商工会・商工会議所の法令遵守態勢・ガバナンス改善に努め、ガバナンス不全の場合は、経営指導員の人件費・商工会館の整備費の支援は行わない旨を加えた方がよい。（No.6）

（理由）商工会・商工会議所は地域に必要な団体なのかもしれませんが、会員数の水増しによる補助金不正受給・相談窓口の実績水増しによる補助金不正受給など、その運営には目に余るものがあります。団体・事業の必要性とガバナンス不全のまま公費を流し込み続けることの妥当性は別です。商工会・商工会議所の会員数・組織率が低下しているのも、ガバナンス不全に嫌気が指している経営者が増えているからだだと思います。小規模事業者支援の実効性・信頼感を回復していくためにも、商工会・商工会議所のガバナンス強化に取り組むことが必要ですし、現状のまま支援(補助金)だけ増えていくのは納得できません。

➤ 「支援機関の体制・連携強化」「支援体制の整備その他必要な措置」「重点施策13」「地方公共団体の責務」について、商工会・商工会議所の組織法制、ガバナンス態勢の在り方についても記載すべき。（No.9）

（理由）規制改革・行政改革ホットラインにも、商工会・商工会議所の法人格の変更の仕組み、ガバナンス改善のための外部監事の解禁の検討を要望する声が寄せられていることが確認できる。

提出意見と理由（要約）

【地方公共団体が行う商工会・商工会議所向け支援】

- 「3. 4つの目標（4）支援体制の整備その他必要な措置」及び「地方公共団体の責務」は、全体を通じて、「商工会・商工会議所」ありきであり、地方自治法との関係からも疑義が残る。「商工会・商工会議所」への予算誘導を地方公共団体に強制するようかのような表現であり、削除するか、表現を抜本的に修正すべき。（No.2）

（理由）「商工会・商工会議所」以外の支援機関と組んで小規模企業支援に取り組む自治体を否定するようなことがあってはならない。地域の実情に応じた小規模企業支援を行う自治体を委縮させるおそれすらある。

【経営指導員が取り組むべき事業の明確化】

- 「地方公共団体の責務」に、経営指導員が経営改善普及事業に注力できるよう、商工会・商工会議所の役員や青年部員等の意識改革を促し、会員自ら又は自主財源をもとに取り組むべき事業と経営指導員が取り組むべき事業の区別を明確にすることを求める旨の記載を追記すべき。（No.3）

（理由）経営指導員向けの予算を増やすことよりも先に経営改善普及事業に注力できる環境を整備していただかなければ何も変わりません。経営指導員の忙しさの原因は、経営指導の増加・質の変化というよりも、商工会・商工会議所の役員や青年部員等の関係者の無理解、会員自ら又は自主財源をもとに取り組むべき事業に駆り出されていることによるもののウェイトの方が大きいです。経営指導員が経営改善普及事業に注力できるよう、また、人件費措置が有効に使われるよう、商工会・商工会議所の役員や青年部員等の意識改革を促すことを地方公共団体の責務に加えていただきますようお願いいたします。

提出意見と理由（要約）

【地方交付税の基準財政需要額】

- 「現状認識」内の財源移譲後、地方交付税の基準財政需要額の減少や商工会・商工会議所に対する措置の実績の減少に関する記載は意図的にミスリードを誘う表現であるため記載を修正すべき。（No.2）

（理由）三位一体改革当時から人口・事業者数も減少しているのだから、基準財政需要額の総額が減少することは当たり前のことである。また、事業者数の減少はもちろんのこと、「商工会・商工会議所」以外の支援機関も誕生しているため、「商工会・商工会議所」の役割が相対的に低下・都道府県による商工会・商工会議所に対する措置が減少することも自然の道理であり、別に悪いことではない。

- 「都道府県による商工会・商工会議所に対する措置の実績も減少」の要因として、基準財政需要額の減少をあげるのは、論理が正しくない、あるいは因果を逆に解釈したかのような表現であり、記載の意図に応じて修正した方が良い。（No.7）

（理由）地方交付税の基準財政需要額の減少を要因として、都道府県による商工会・商工会議所に対する措置の実績が減少したと導き出すのは、地方交付税の考え方からしておかしいため。他に例えるならば、児童数が減少したことに伴い小学校数が減少、小学校数が減少したことに伴い基準財政需要も減少というべきところを、小学校の設置費用に関する基準財政需要が減少したから小学校数も減少したと言っているようなものである。また、『地方交付税制度解説（単位費用編）』（地方交付税制度研究会編）も参照してみたが、商工会・商工会議所関係の単位費用（単価）に大きな変化・減少は確認できず、現状認識にあえて記載することの意味・必要性も感じられない。

提出意見と理由（要約）

【フリーランス】

- フリーランスについての言及がなく、小規模企業の中でもごく一部の少数派・既得権益層のための計画になっているのではないか。商工会・商工会議所ありきの計画ではなく、小規模企業のための計画とするよう現状認識を改めるべき。（No.10）

（理由）計画の脚注にフリーランスの推計値が書いてあるとおり、小規模企業の多数を占めるのはフリーランスである。また、商工会・商工会議所の会員数・組織率が下がっていることから、商工会・商工会議所会員である小規模企業は少数派といえ、小規模企業全体を代表する立場にない。

- フリーランスに関する検討が不十分であり、基本計画にフリーランスに関する記載を追記すべき。（No.19）

（理由）小規模企業の大多数を占めるフリーランスの存在を軽視した計画が小規模企業振興基本計画となるのは反対だ。第二期計画も不十分ではあるがフリーランス・副業・兼業が増えていること、多様な小規模企業という考え方を打ち出していた。第二期計画の検討時よりもフリーランスの存在感は増しているにもかかわらず、今回の第三期計画は扱いが後退しているのはおかしい。繰り返しになるが、小規模企業の大多数を占めるフリーランスの存在を軽視した第三期計画は小規模企業振興基本計画としてふさわしくない。

提出意見と理由（要約）

【知的財産】

➤ 重点施策の柱立てに知的財産を追加で掲げていただけると有り難い。（No.13）

（理由）小規模企業振興基本計画案において、「基本的な考え方」に経営に必要なリテラシーとして知的財産を挙げて頂き、「4つの目標」にも経営に必要なスキルとして知的財産を挙げて頂いていることに感謝する。これを受けて、重点施策に知的財産に関する相談、セミナー、専門家派遣、支援者間の情報共有等の事項を挙げて頂いていることも大変よいと考える。その上で、小規模企業に対して知的財産への意識を強く持つてもらうため、現在の15の重点施策と並列の、16番目の重点施策に掲げて頂けると大変有難い。

➤ 商工会・商工会議所、よろず支援拠点等の相談員・支援員から知的財産を小規模事業者に積極的に広めてほしい。（No.13）

（理由）小規模企業であっても知的財産について実行できる、実行すべき事項はあるので、是非このことを小規模企業に積極的に伝えて頂きたい。その際の入口としては、知的財産の専門家よりも、むしろ経営に関する相談に広く対応する商工会議所、商工会、よろず支援拠点等の相談員や支援員の方の方が適任と考えられる。これらの方に、知的財産に関するアンテナを張って頂き、まずは情報整理や調査に取り組むことを勧め、その後必要に応じて知的財産の専門家に繋げて頂けると、より効果的な支援ができると考えられる。

提出意見と理由（要約）

【小規模事業者の存在意義】

- 「地域のお祭り・イベント等広く地域活動に参加するなど地域にとって小規模事業者が欠かせない存在」について、記載の意図が分からないので削除すべき。（No.17）

（理由）地域のお祭り・イベントは、「地域住民」として参加しているのであって、「小規模事業者」として参加しているものではない。仮に、屋台等の出店協力のことを指しているのだとしても、その場合、小規模事業者以外の企業も協力しており、また地域外の企業に出店を依頼することもあるわけであり、記述の意図が分からない。

- 「4～5割の地域住民が小規模事業者を通じて「地域とのつながり」を感じており」について、根拠が不明であり、削除すべき。（No.17）

（理由）この記述について出典が示されていない。政府統計でそのようなデータは見たことがない。仮に、商工会の独自調査等が出典だとしたら、母集団の設定・回答者集団の抽出方法等、調査手法が統計的に有効なものか怪しく、例えば、回答者の属性の偏り等、バイアスがかかっているおそれがある。いずれにせよ、出典不明、裏付けのとれていないデータを前提に現状認識を整理すべきでないし、政策立案の根拠とするのはEBPMの観点からも問題ではないか。

【小企業者への配慮】

- 「小企業者等への配慮」に関する記述が欠如しているため、記述すべき。（No.18）

（理由）小規模事業者を従業員「5人以下」と「6人以上」とで比較すると、両者の経営状況は全く異なり、従業員「5人以下」は極めて厳しい経営状態にある。人的な経営資源にも乏しいことから、従業員「5人以下」に対する施策の配慮は特段に考慮されるべきである。

提出意見と理由（要約）

【自然災害からの復旧・復興】

- 全国から被災地の都道府県連合会・商工会・商工会議所に職員・専門家等を派遣し、相談対応を強化するための支援を講じてほしい。ただし、派遣元となる商工会・商工会議所においても人材不足が深刻化している現状を踏まえて、災害発生時の即時対応が可能となるよう、派遣体制の強化や人材確保に向けた支援を推進すること。（No.11）

（理由）近年、災害復旧における商工会や商工会議所の役割がますます重要になっています。しかし、派遣元である商工会や商工会議所自体が人手不足に悩んでおり、この状況が改善されなければ、大規模災害時に全国的な支援体制を十分に機能させることは難しいと考えられます。そのため、平時から災害に備えた人材の育成や確保の仕組みを整備し、派遣できる人員を維持・強化するための支援策を要望します。

- 小規模事業者の再建、地域の経済社会の復旧・復興に向けた抜本的な支援強化等の必要性和その責務が国・都道府県・市区町村にあることを明記すべき。（No.18）

（理由）繰り返される大規模災害からの再建、早期の復旧・復興に向けて「国・都道府県・市町村が一体となった支援が求められる」としているが、能登半島地震の被災地では、地震発生から1年以上経過してもライフラインの復旧もままならない状況にある。小規模事業者の再建、地域の経済社会の復旧・復興に向けた抜本的な支援強化等の必要性和その責務が国・都道府県・市区町村にあることを明記すべきである。

- 自治体と連携した復旧・復興計画の策定および、削減を続けてきた職員数の拡大を図るための財政的措置が必要である旨を明記すべき。（No.18）

（理由）重点施策7で「多発する大規模災害等への対応」の項を設けたことは評価する。ただし、商工会・商工会議所を通じた相談や支援の枠組みばかりが強調されているが、基礎的自治体の役割発揮が重要である。

提出意見と理由（要約）

【国の責務】

- それぞれの地域の持続的発展をめざし、地域を支える小規模事業者・小企業者の事業の持続的発展を本気になって進める自治体産業政策を国が後押しする旨を明記されたい。（No.18）

（理由）「（３）地域経済の活性化、地域住民の生活向上・交流促進」および「（４）支援体制の整備その他必要な措置」についてここでは「地域の持続的発展、地域経済・生活・コミュニティの活性化」や「国と地方公共団体との連携強化」が明記されている。中小企業振興基本条例・小規模企業振興基本条例の趣旨を踏まえた具体的実践および、そのための会議体の創設・取り組みの実践の必要性を明記されたい。

- 自治体の役割発揮を前面に掲げるとともに国の役割についても触れるべき。（No.18）

（理由）重点施策14「国と地方公共団体との連携強化」では「地域の実情に応じて、地方公共団体が小規模事業者の経営の改善発達を目的として実施する施策への支援を講じる」とした自治体の役割発揮を前面に掲げるとともに国の役割についても触れるべきである。

- 財政的な裏付けを国が責任をもって提供すること。（No.18）

（理由）「地方公共団体が主体となり、個々の小規模事業者が策定する経営戦略と併せて、当該地域の産業ビジョンの策定を進めていくことが重要である」や「地域の自然的経済的社会的な条件に通じている地方自治体が第一義的に施策を策定し、実施する必要がある」との記述は、その通りである。問題は、財政的な裏付けを国が責任をもって提供すること。

提出意見と理由（要約）

【地方公共団体の責務】

- 「小規模企業振興基本計画」において、都道府県だけでなく、共同で計画を策定・認定を受けた市町村の責務をより明確化し、応分の負担を促す内容とすべき。（No.12）

（理由）特に経営発達支援計画を共同で策定する市町村による協力体制には地域差があり、一部では十分な協力が得られていない状況です。経営発達支援計画は市の総合計画や産業振興ビジョンなどと整合性を持たせて策定されていますが、目標達成に向けた具体的な実務は、商工会議所が人材面・金銭面で大きな負担を抱える形となっています。

- 地方レベルでは地方公共団体が中心になり、また調整役となり、支援機関、地域金融機関、そして幅広い中小業者団体など関係団体の声を束ね地域社会の実情を踏まえた「基本計画」を策定していくことが望ましいと考えられるので、そのことを明記されたい。その際、全国的に制定が相次いでいる中小企業振興基本条例や小規模企業振興条例の理念も参考にすべき。（No.18）

（理由）（支援機関の体制・連携強化について）で明記されている「地域の産業ビジョンを踏まえつつ、地域経済の活性化や地域の生活・コミュニティの活性化を目指す必要がある」との認識に異論はないが、地方公共団体の役割と責任の分担を明らかにすべきである。国の「基本計画」を踏まえ、地域特性を踏まえた具体的な施策を策定し、その実施を図り、「地域を持続的に発展」させていくのは地方公共団体の役割だからである。

- 地方自治体の制度の重要性も明記すべきである。（No.18）

（理由）需要を見据えた経営力の向上を図るならば、地方自治体がこれまでに実施してきた「住宅リフォーム助成制度」や「商店等リニューアル助成制度」は、小規模事業者の仕事おこし、経済波及効果の観点から注目される。これら助成制度にたとえば「省エネ」の観点を組み合わせることで、新たな需要の喚起も期待される。

提出意見と理由（要約）

【他の支援機関】

- 「地域の中小企業・中小業者を組織する他の経済団体」も支援体制のネットワークに含むことを明記すべき。（No.18）

（理由）事務局案では、「商工会・商工会議所、・・・、金融機関等」が列挙され、相互に緊密に連携し、相談体制を含めた支援体制のネットワーク構築を進め、地域で総力を挙げて取り組む必要があるとしている。「地域で総力を挙げる」のであれば、地域の中小企業・中小業者を組織する他の経済団体も支援体制のネットワークに含むことを明記すべきである。

- 業種ごとの課題や要求に応え、経営継続を支援するには業界団体の存続も視野に入れた対策を明記すべき。（No.18）

（理由）小規模事業者を組織している多様な業界団体への支援強化が求められる。小規模事業者の減少によって活動を休止・解散に追い込まれる業界団体も相次いでいる。

【地域課題解決】

- 地域に密着する小規模事業者の多様性や技術力、地域社会や文化の守り手としての社会的役割が発揮されてこそ、地域の課題を解決していく知恵と工夫が生まれてくるという視点を盛り込むべき。（No.18）

（理由）重点施策12「地域課題解決の推進」においては、地域経済の振興をどう図るのか、地方自治体との連携を強めるなかで位置づけることが必要である。地域課題解決の推進は「ローカル・ゼブラ企業」に限られたものではない。

提出意見と理由（要約）

【賃上げに取り組む事業者への支援】

- 国の制度として賃上げに取り組む中小企業を対象とした直接支援を創設する必要性を明記すべき。（No.18）

（理由）政府は最賃1500円を政策的な目標に掲げ、この間毎年のように最低賃金が引き上げられている。こうした下では、小規模事業者・小企業者の自助努力にとどまらない政策対応が求められる。岩手県は賃上げに取り組む中小企業を対象とする支援金（直接支援）の実施を継続している。この支援金を活用した中小企業からは、賃上げのインセンティブとして機能したことや申請の容易性に関して評価する声が寄せられている。したがって、事務局案においては、他の都道府県・市区町村は、岩手県の支援金制度の教訓・課題に学ぶことが必要である旨を明記する必要がある。また、国の制度として賃上げに取り組む中小企業を対象とした直接支援を創設する必要性を明記すべきである。

- 「取引適正化対策」では、下請代金支払遅延等防止法の運用について公正取引委員会とも連携し、下請事業者の原材料やエネルギー、労務費に関する価格交渉や価格転嫁が円滑に進むようにする旨を記述すべき。（No.18）

【インボイス】

- インボイス対応への支援ではなく、インボイス制度の廃止を盛り込むべき。（No.18）

（理由）重点施策9「人手不足対応、人材の育成・確保」では、「インボイス制度への対応等に向けたITツール導入の支援を講じる」としているが、果たしてこの支援がインボイス登録をした全ての小規模事業者が届くのか、疑問である。そもそもインボイス制度に伴う事務負担の増加は、小企業者・家族経営の経営計画の策定など経営力の向上の取り組みの足かせとなる。インボイスをめぐる不公正取引も存在する。雇用を守るというなら付加価値に課税する消費税の減税、廃止に踏み出すことが求められる。

- 「取引適正化対策」では、下請代金支払遅延等防止法の運用について公正取引委員会とも連携し、下請事業者の原材料やエネルギー、労務費に関する価格交渉や価格転嫁が円滑に進むようにする旨を記述すべき。（No.18）

提出意見と理由（要約）

【社会保険料】

- 基本法制定時の付帯決議 が10年経っても実行に移されていない政府の不作為を正し、財政投入を含め「社保倒産」を生まない保険料にすることを明記すべき。（No.18）

（理由）社会保険料負担の軽減は急務である。

- 小規模事業者の実態に基づく負担軽減のための直接支援の実施と、社会保険料の軽減措置をとるよう重ねて求めたい。（No.18）

（理由）「小規模事業者の努力等」に関して、事業者として経営努力を行い、事業を継続していくのは当然のことである。しかし、原材料費や燃料費等の高騰が長期にわたり、労務費をあわせた価格転嫁等は焦眉の経営課題となっている。これら経営課題は政府が進めてきた円安政策にも原因があり、自助努力だけで対応するにも限界がある。